

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月28日
【会社名】	日立造船株式会社
【英訳名】	Hitachi Zosen Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 谷所 敬
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
【電話番号】	06(6569)0022
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 敏規
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目26番3号
【電話番号】	03(6404)0800
【事務連絡者氏名】	総務・人事部 東京総務グループ長 岩本 浩
【縦覧に供する場所】	日立造船株式会社東京本社 (東京都品川区南大井六丁目26番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年11月28日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社ニチゾウテック（以下「ニチゾウテック」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、ニチゾウテックとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、当社は、本日、アタカ大機株式会社との間で合併（以下「本合併」といいます。）を行うこと（本株式交換の効力発生日が本合併の効力発生日と同日となる場合には、本株式交換の効力は、本合併の効力が生じた後に生ずるものとします。）を決議し、同社との間で合併契約を締結しております。同合併契約の締結については、本日、別途臨時報告書を提出しておりますので、そちらをご参照ください。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成25年3月31日現在)

商号	株式会社ニチゾウテック
本店の所在地	大阪市大正区鶴町二丁目15番26号
代表者の氏名	取締役社長 菱川 道生
資本金の額	1,242百万円
純資産の額	(連結) 5,748百万円
	(単体) 5,420百万円
総資産の額	(連結) 10,038百万円
	(単体) 9,083百万円
事業の内容	構造物等の各種検査・計測・診断、機械・設備・プラント等のエンジニアリング、設備の保守管理・運転までの技術サービス等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	11,382	11,184	9,965
営業利益	517	288	399
経常利益	533	346	414
当期純利益	246	124	235

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	9,746	9,761	8,671
営業利益	263	123	236
経常利益	424	213	295
当期純利益	260	179	186

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年9月30日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日立造船株式会社	60.01
ニチゾウテック職員持株会	3.85
アタカ大機株式会社	1.82
青山 大藏	1.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	1.36
日本生命保険相互会社	1.23
高木 康秀	0.95
株式会社みずほ銀行	0.64
樋上 駿	0.56
四戸 怜一	0.52

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(平成25年3月31日現在)

資本関係	当社は、ニチゾウテックの発行済株式総数(6,600,000株)の61.9%に相当する4,085,850株(間接保有分125,000株を含みます。)を保有しております。
人的関係	当社の従業員1名が、ニチゾウテックの社外取締役、当社の従業員1名が、ニチゾウテックの社外監査役にそれぞれ就任しております。
取引関係	ニチゾウテックは、当社から、検査業務の受託、プラント機器の設計・製作・据付、エンジニアリング及び工場設備の建設・メンテナンスの請負い等を行っております。

(2) 本株式交換の目的

当社グループ(以下に定義されます。)は、主として環境装置、プラント、機械、プロセス機器、インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等を主な事業としており、平成25年9月30日現在、当社、連結子会社77社及び持分法適用会社14社(以下「当社グループ」といいます。)で構成されております。

当社グループは、現在、平成28年度(2016年度)における経営目標として、長期ビジョン「Hitz 2016 Vision」を掲げ、事業規模の拡大、事業収益力の向上及び財務体質の強化を目指しております。また、この長期ビジョン「Hitz 2016 Vision」の実現に向けた基盤づくりのための経営施策として、平成23年度を初年度とする3か年の中期経営計画「Hitz Vision」を策定し、事業伸長力の強化、バランスの取れた事業構造の構築、業界ナンバーワンの収益力実現のための事業戦略の推進、将来収益につながる新事業・新分野の開発、財務体質の強化、企業風土の更なる改革と人材の育成といった重点施策を推進しております。

「Hitz 2016 Vision」、「Hitz Vision」において、当社グループでは、環境の改善、資源とエネルギーの有効活用、再生可能エネルギーの利用拡大等に関連する「グリーンエネルギー分野」及び効率的で安全・安心な社会の実現、災害に強い社会基盤の構築に向けた「社会インフラ整備・防災分野」を重点分野としており、これらの事業領域において、現有製品のビジネスモデル変革とグローバル展開、成長の原動力となる新製品開発の加速化を推進しております。

社会インフラ整備・防災分野では、橋梁、シールド掘進機、水門、海洋土木等の製品を通じて、幅広く社会インフラ整備・保全に貢献するとともに、津波被害の軽減を図るためのGPS波浪計や津波・高潮対策としてのフラップゲート式可動防波堤・防潮堤等、より多くの人命や財産を守るための防災関連事業に積極的に取り組んでおります。

一方、ニチゾウテックは、昭和50年に日立造船非破壊検査株式会社として設立され、昭和61年にメンテナンス会社4社を吸収合併して現社名に変更しております。以降、業容を拡大し、今日では構造物等の各種検査・計測・診断からなる「技術コンサルティング」、プラント設備・生産設備・駐車場誘導管制システムの設計・製作・据付、工場・倉庫の建設等からなる「エンジニアリング」、機械・設備の保守点検・運転等の「メンテナンス」の3つの技術領域の事業を総合的に行っており、当社グループのプラント事業分野、社会インフラ整備・防災分野における主要子会社となっております。

ニチゾウテックは、平成23年度から平成25年度までの3か年の中期経営計画「EARNEST-13」の下、基盤である技術コンサルティング事業、エンジニアリング事業、メンテナンス事業の3事業分野の強化・拡大を図るため、「受注の獲得」、「収益の確保」、「技術力の強化」、「人と組織の活性化」の4点を重点方針とした経営施策を推進しております。

当社とニチゾウテックは、既にグループとしての経営戦略を共有し、グループの総力を挙げた事業展開を行っております。一方で、ニチゾウテックを含む当社グループを取り巻く環境は、主要事業において、官需は総発注量の減少と参入企業の増加から、民需は輸出環境の改善が見られるものの国内の設備投資に大幅な改善の兆しもないことから、官・民需とも受注競争が激しく、総じて厳しい状況が続くものと思われまます。このような状況の下、当社とニチゾウテックは、以前より両社の協業体制に関する議論を行っていましたが、その一環として、平成25年7月頃、当社より株式交換による完全子会社化に向けての協議をニチゾウテックに申し入れ、検討を開始いたしました。その後、両社で協議を重ねた結果、当社及びニチゾウテックは、当社がニチゾウテックを完全子会社化することにより、ニチゾウテックの事業特性や運営・体制の優れた点を十分に活かしつつ相互の連携を強化し、当社グループにおける社会インフラ整備・防災分野の更なる成長に向けた取組みを加速し、ソリューションビジネスの強化や海外事業展開を拡大していくことが、ニチゾウテックの企業価値向上のみならず、当社グループ全体の企業価値向上のために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、ニチゾウテックが保有する検査・計測・診断の技術や情報を活用し、国内で近年顕在化してきた橋梁・水門等の社会インフラの老朽化対策工事において、当社の提案力強化につなげることや、当社の納入したプラントの更新・改造、メンテナンス等のニーズをニチゾウテックが担うこと、また、主要顧客の海外進出に積極的に対応し海外事業展開の拡大を図ること等が見込まれます。さらには、グループ経営の強化・拡充により、有資格者・技術者等の人材の有効活用や開発テーマの事業化のスピードアップ等の相乗効果も見込まれます。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ニチゾウテックを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに行う予定です。ニチゾウテックについては、平成26年2月14日に開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	ニチゾウテック (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.82
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：2,062,717株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

ニチゾウテックの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.82株を割当て交付します。ただし、当社が保有するニチゾウテックの普通株式（平成25年11月28日現在3,960,850株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式2,062,717株（予定）を、当社がニチゾウテックの発行済株式の全部（ただし、当社が保有するニチゾウテックの普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（ただし、本株式交換の効力発生日が、本合併の効力発生日と同日となる場合には、本合併の効力が生ずる時点より後の時点とします。以下「本株式交換基準時」といいます。）のニチゾウテックの株主（ただし、当社を除きます。）に対して、割当て交付する予定ですが、交付する当社の普通株式には当社が保有する自己株式（平成25年10月31日現在2,737,338株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、ニチゾウテックは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってニチゾウテックが取得する自己株式を含みます。）の全部を、本株式交換基準時の直前の時点（ただし、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後の時点とします。）をもって消却する予定であり、ニチゾウテックが本株式交換基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式数等により、当社の交付する普通株式総数は今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるニチゾウテックの株主につきましては、当社の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式を当社から買い増すことを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなるニチゾウテックの株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

その他の本株式交換契約の内容

当社が、ニチゾウテックとの間で、平成25年11月28日付で締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書

日立造船株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ニチゾウテック（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

- 乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。
- 本株式交換に係る甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。
 - 甲
商号：日立造船株式会社
住所：大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
 - 乙
商号：株式会社ニチゾウテック
住所：大阪市大正区鶴町二丁目15番26号

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（ただし、本効力発生日（第3条第1項に定義される。）が、本合併（第6条第2項に定義される。以下同じ。）がその効力を生ずる日と同日となる場合には、本合併の効力が生ずる時点より後の時点とする。以下「本株式交換基準時」という。）における乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.82を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.82株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
- 前項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第3条（本株式交換の効力発生日）

- 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年4月1日とする。ただし、本効力発生日が、本合併がその効力を生ずる日と同日となる場合には、本株式交換は、本合併の効力が生じた後に、その効力が生ずるものとする。
- 前項の規定にかかわらず、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

第5条（株式交換承認株主総会）

- 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を行うものとする。
- 乙は、平成26年2月14日に開催予定の乙の臨時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第6条（会社財産の管理）

- 1 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容、財産状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は将来収益計画（併せて、以下「資産内容等」と総称する。）に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議の上、これを行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、大阪市此花区西九条五丁目3番28号に本店を有するアタカ大機株式会社（以下「丙」という。）との間で、平成25年11月28日付で両者間で締結する合併契約書に基づき、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（本契約において「本合併」という。）を行うことができるものとする。

第7条（暫約事項）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容等に重大な影響を及ぼすおそれのある事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が判明又は発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨及び当該事象の内容を通知しなければならないものとする。

第8条（自己株式の消却）

乙は、第5条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られた場合には、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に従い、本株式交換基準時の直前の時点において乙が保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、本株式交換基準時の直前の時点（ただし、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）をもって消却する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を行うことができなかったとき
- (2) 乙において、第5条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られなかった場合
- (3) 第10条に従い本契約が解除された場合
- (4) 法令（金融商品取引所規則を含む。）上、本株式交換に関して要求される関係官庁（金融商品取引所を含む。）の承認等が得られないことが客観的に明らかとなった場合

第10条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の何れかの資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

第11条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月28日

甲 大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
 日立造船株式会社
 取締役社長 谷所 敬

乙 大阪市大正区鶴町二丁目15番26号
 株式会社ニチゾウテック
 取締役社長 菱川 道生

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、ニチゾウテックは野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及びニチゾウテックの両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成25年11月27日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社株式及び東京証券取引所市場第二部におけるニチゾウテック株式のそれぞれの、算定基準日までの直近1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を採用いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	0.61～0.64
類似企業比較分析	0.76～1.27
DCF分析	0.64～1.66

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成25年11月27日までの上記情報を反映したものであります。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析による算定の前提とした両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

一方、野村証券は、当社については金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

ニチゾウテックについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、またニチゾウテックには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.609～0.643
類似会社比較法	0.756～1.051
D C F 法	0.680～1.017

市場株価平均法では、当社については、算定基準日である平成25年11月27日を基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成25年11月21日から基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成25年10月28日から基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、平成25年8月28日から基準日までの直近3か月間の終値単純平均値及び平成25年5月28日から基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を用いて、ニチゾウテックについては、算定基準日である平成25年11月27日を基準日として、ニチゾウテック株式の東京証券取引所市場第二部における基準日の終値、平成25年11月21日から基準日までの直近5営業日の終値単純平均値、平成25年10月28日から基準日までの直近1か月間の終値単純平均値、平成25年8月28日から基準日までの直近3か月間の終値単純平均値及び平成25年5月28日から基準日までの直近6か月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.609～0.643として算定しております。

類似会社比較法では、両社の事業内容の類似性を考慮し、当社については株式会社タクマ、株式会社神鋼環境ソリューション、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、株式会社IHI、住友重機械工業株式会社及び三井造船株式会社を類似会社として、ニチゾウテックについては新興プランテック株式会社、トーヨーカネツ株式会社、富士古河E&C株式会社及び田辺工業株式会社を類似会社として選定した上、企業価値に対する償却前営業利益の倍率（以下「EBITDAマルチプル」といいます。）、企業価値に対する営業利益の倍率及び時価総額に対する修正純利益（経常利益に（1-法定実効税率）を乗じて算出）の倍率を用いて評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.756～1.051として算定しております。

D C F 法では、両社それぞれより提供された利益計画を基に、将来において創出すると見込まれる本株式交換を前提とせずにそれぞれが事業を継続すると仮定した場合のフリー・キャッシュ・フローを用いて企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は、当社については4.75%～5.25%を、ニチゾウテックについては5.50%～6.00%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率法では両社共に永久成長率-0.25%～+0.25%を採用し、マルチプル法では当社についてはEBITDAマルチプル6.5倍～8.0倍、ニチゾウテックについてはEBITDAマルチプル3.5倍～4.5倍を採用して評価を行い、それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.680～1.017として算定しております。なお、野村證券がD C F 法による算定の前提とした両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、これらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成25年11月27日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

算定の経緯

当社及びニチゾウテックは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記(3)記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成25年11月28日に開催された両社の取締役会にて本株式交換の株式交換比率を決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

算定機関との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び野村證券はいずれも、当社及びニチゾウテックから独立した算定機関であり、当社及びニチゾウテックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成26年4月1日をもって、当社はニチゾウテックの完全親会社となり、完全子会社となるニチゾウテックの普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成26年3月27日付で上場廃止（最終売買日は平成26年3月26日）となる予定であります。上場廃止後は、ニチゾウテックの普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、当社を除くニチゾウテックの株主に対しては、本株式交換契約に従い、上記(3)記載のとおり、当社の普通株式が割り当てられます。

本株式交換の目的は上記(2)に記載のとおりであり、結果として、ニチゾウテックの普通株式は上場廃止となる予定であります。ニチゾウテックの普通株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される当社の普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、ニチゾウテックの普通株式を122株以上保有し、本株式交換により当社の単元株式数である100株以上の当社の普通株式の割当てを受ける株主は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、122株未満のニチゾウテックの普通株式を保有する株主には、単元株式数に満たない当社の普通株式が割り当てられます。単元未満株式については取引所市場において売却することはできませんが、株主のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能であります。これらの取扱いの詳細については、上記(3)の(注3)をご参照ください。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記(3)の(注4)をご参照ください。

なお、ニチゾウテックの株主は、最終売買日である平成26年3月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するニチゾウテックの普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、当社は既にニチゾウテックの発行済株式総数の61.9%（間接保有分を含みます。）を保有していることから、本株式交換は、ニチゾウテックにとって支配株主との取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、本株式交換の実施にあたり、両社は上記記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、上記記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成25年11月28日開催のそれぞれの取締役会で決議しました。

なお、当社及びニチゾウテックは、いずれも、各第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、本株式交換の法務アドバイザーとして、当社は西村あさひ法律事務所を、ニチゾウテックは長島・大野・常松法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所は、いずれも当社及びニチゾウテックから独立しており、重要な利害関係を有しません。

利益相反を回避するための措置

ニチゾウテックは当社の連結子会社に該当することから、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

ニチゾウテックの取締役のうち、社外取締役である中村敦氏は当社の従業員を兼務しているため、平成25年11月28日開催のニチゾウテックの取締役会における本株式交換の審議及び決議には参加しておらず、ニチゾウテックの立場で当社との本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。また、ニチゾウテックの監査役のうち、社外監査役である宮崎寛氏は当社の従業員を兼務しているため、平成25年11月28日開催のニチゾウテックの本株式交換に係る取締役会の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、また、ニチゾウテックの立場で当社との本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。なお、両氏を除き、いずれのニチゾウテックの役員も、直近5年間において、当社又はその関係会社（ニチゾウテック及びその子会社を除きます。）の役員又は従業員ではありません。

ニチゾウテックの取締役会における本株式交換に関する議案は、ニチゾウテックの取締役6名のうち、上記中村敦氏を除く5名の全員一致により承認可決されており、かつ、ニチゾウテックの監査役4名のうち、上記宮崎寛氏を除く監査役3名が出席し、その全員が、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

また、ニチゾウテックは、平成25年10月7日、本株式交換がニチゾウテックの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを可及的に防止するため、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である渡辺徹氏（弁護士、北浜法律事務所・外国法共同事業）、高島志郎氏（弁護士、弁護士法人淀屋橋・山上合同）及び坂井俊介氏（公認会計士）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、（ ）本株式交換の目的が合理的か（本株式交換がニチゾウテックの企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ ）本株式交換における株式交換比率の公正性が確保されているか、（ ）本株式交換において公正な手続を通じてニチゾウテックの株主の利益に対する配慮がなされているか、及び（ ）本株式交換を行うとの決議をニチゾウテックの取締役会が行うことが、ニチゾウテックの少数株主にとって不利益なものでないかについて、意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成25年10月7日から平成25年11月27日までに、会合を合計5回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、ニチゾウテックから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、ニチゾウテックの企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けており、また、野村證券から本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、ニチゾウテックの法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本株式交換に係るニチゾウテックの取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換を行うとの決議をニチゾウテックの取締役会が行うことが、ニチゾウテックの少数株主にとって特段不利益なものであると考える事情は認められない旨の答申書を、平成25年11月28日付で、ニチゾウテックの取締役会に対して提出しております。

ニチゾウテックは、以上のニチゾウテックにおける取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、ニチゾウテックの法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から法的助言を受けております。

(5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日立造船株式会社
本店の所在地	大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
代表者の氏名	取締役社長 谷所 敬
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	環境装置、プラント、機械、プロセス機器、インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等

以 上